

【訳者解説】

スポーツは平和な社会の構築に貢献できるのか —ミヒヤエル・クリューガーとスヴェン・ギュルデンプフェニッヒの論争—

有賀 郁敏ⁱ

1. クリューガー論文と紙上「討論」

本翻訳は、ミヒヤエル・クリューガー著「スポーツにおける平和思想の起源」(Michael Krüger, *Zur Genese der Friedensidee im Sport*; 以下、「論文」)を全訳したものである。キーワードは、近代オリンピックの創設者ピエール・ド・クーベルタンと「スポーツの世界政府¹⁾」と称される国際オリンピック委員会(IOC)そして平和である。「論文」は『シュタディオン』誌第48巻1号(2024年) (*Stadion*, Bd. 48, 1/2024, S. 99 – 124)に掲載された。ちなみに、クリューガーはイマヌエル・カント生誕300周年(2024年)を記念して論説を発表しているが²⁾、「論文」では主題との関連でカントの平和論が参照されており、その点で「論文」はいわば同論説の姉妹編と見なしてよいだろう。

ところで、『シュタディオン』誌編集部は「論文」に対するスヴェン・ギュルデンプフェニッヒによる批判とクリューガーの反論からなる「討論：ミヒヤエル・クリューガー『スポーツにおける平和思想の起源』への応答」(Erwiderung auf Michael Krüger, „Zur Genese der Friedensidee im Sport“; 以下、「討論」)を同巻第2号(2024年)に掲載している³⁾。この「討論」がどのようなプロセスを経て組まれたのは定かでないが、触れられている事象は多岐にわ

たる(全19頁)。もっとも論争として生産的かといえば、議論が必ずしも疇み合っていないところもあるように私には感じられる。最大の理由はギュルデンプフェニッヒの批判のあり方にある。「論文」には固有の参照系の振幅と射程があり、批判に際しては問題設定に即してなされるべきで、そのうえで研究方法上の問題(史実の実証・根拠、史料批判等)に対する検討も必要となろう。「論文」に対する氏の批判では、このような手続き抜きに課題の範囲を超えた、誤解を恐れずにいえば自己本位の主張も見受けられる⁴⁾。

「論文」の研究課題は「(オリンピック)スポーツにおける平和思想の起源」をクーベルタンの言動とIOCのテクストに求め、それらの内実を体系的・歴史的に析出することであり、その内実(意味内容)は歴史の変遷過程において、別言すれば時々の社会状況のコンテクストを通じて形成される。「論文」で提示されている歴史事象に対しギュルデンプフェニッヒが歴史研究の手法をふまえた批判を行えば、両者の議論もより成熟したものになったはずである。もっとも、「討論」には平和の祭典として人口に膾炙しているオリンピックムーブメントの自明性の検討を通じて、今日のオリンピックをめぐる状況を省察するうえでの示唆も含まれていると考えてよいだろう。

以上のことを念頭に、本解説では「スポーツは平和な社会の構築に貢献できるのか」という表題の問いを軸に「討論」の一部を検討してみたい。

i 立命館大学名誉教授

2. スヴェン・ギュルデンプフェニッヒ

「討論」の具体的中身に入る前に、ギュルデンプフェニッヒの経歴について簡単に触れておこう。

ギュルデンプフェニッヒは1943年生まれの82歳。ベルリン自由大学はじめ幾つかの大学の私講師（PD）を務める傍ら、現代のスポーツ体制に対する批判的な問題提起を行ってきた。また、氏はドイツにおけるスポーツ学術団体の一つ「ドイツスポーツ科学協会」（Deutsche Vereinigung für Sportwissenschaft: DVS）の創設（1976年）メンバーやベルリンの「ドイツオリンピック研究所」（Deutsches Olympisches Institut: DOI, 1990年創設）の学術委員の任にあった（1997-2002年）。氏の研究領域は広く、「スポーツと政治」「スポーツと平和」「オリンピック研究」「スポーツと労働」などに関する多くの著作、編著などを刊行している。

ところで、氏は学生時代にフランクフルト学派の泰斗、ヘルベルト・マルクーゼの影響を受けた学生らの運動に共鳴し、オリンピックなどの体制的な体育・スポーツ（資本主義体制下のスポーツ）に批判的な眼差しを向けた「スポーツの新左翼」（西ドイツの体制的スポーツに対する理論的批判）の潮流に加わった。ヤク・オラフ・ベーメラが編み、ギュルデンプフェニッヒも執筆している『後期資本主義社会のスポーツ』（Sport im Spätkapitalismus. Zur Kritik der gesellschaftlichen Funktionen des Sports in der BRD, Frankfurt/M 1972）はその代表的著作といってよいだろう。

西ドイツのスポーツ理論が西ドイツ社会を全体的に論じるときは、・・・それは単なる技術的な計算結果から導き出された社会を、しかも自由な社会の姿を想定してはいるが、支配の観点を捨象することによって社会現象から人々の目をそらせ、支配に対抗する闘争の手がかりから目をそらす思想である⁵⁾。

このような西ドイツ社会の「ブルジョア的資本主

義体制のもとにおける『既存社会の弁護理論』』という指摘は、同書全体に貫かれている。

ちなみに、氏は1980年代の東西冷戦下において核兵器問題が浮上した際、スポーツマンと平和運動に関する著作を刊行しており（後の教授資格論文）、スポーツと平和に関する関心と造詣は深い⁶⁾。

3. ギュルデンプフェニッヒによる批判

ギュルデンプフェニッヒは「討論」の中で、スポーツにおける平和思想の起源に関するクリューガーの問題設定を飛び越えて、そもそもスポーツは直接的に平和に貢献できないと断じる。ケーベルタンのオリンピズム、IOCがテクスト化した「オリンピック憲章」にしても、それ自体が平和な社会を構築するわけではない。スポーツには固有な文化特性があり、たとえばスポーツの競争やルールと戦争はじめ社会の現実の政治課題とは別次元のものだと主張する。クリューガーはオリンピック・スポーツムーブメントを「民主主義の学校」と捉えているが、それはスポーツにも民主主義にとっても無意味であると手厳しい⁷⁾。この点を少し敷衍しておこう。

「論文」に対しギュルデンプフェニッヒは、主に2つの異論（論点）を提示している。

第1の論点は「文化システムとしてのスポーツ」（Sport als kulturellem System）と「制度システムとしてのスポーツ」（Sport als institutionellem System）の関係把握の欠如であり、もう一つは狭義のスポーツ（競技スポーツ）と広義のスポーツ（一般的身体活動）の混同についてである。氏によれば両者は相互に連関しているが、第1の論点が基底的とされている。

第1の論点について、氏によれば両者の間には階層的な（hierarchisch:上下に秩序づけられた）関係が支配しており、前者は「スポーツの（文化的）本質」、後者が「疎外を含んだ実際のスポーツ」、そして理論的には前者が高次であると、ひとまず理解したい。スポーツは本質的に「非政治的」あるいは「政

治的」かという古くからの問いは、「文化システムとしてのスポーツ」と「制度システムとしてのスポーツ」の関係を理解できないことから生じる。

社会全体の視点からこの現象を俯瞰すれば、政治的な配慮が支配的であるように見える。しかし、スポーツ文化の視点、つまりスポーツ科学の観点からみれば、逆にスポーツが『主導権』を握り、そこにおいて何が有効で何が有効でないかを決定する⁸⁾。

この点は、スポーツと戦争との関係をめぐる理解に際しても同様であると氏は強調する。

オリンピック運動はそれに見合った政治的権限も、それに見合った権力資源も持っていない。したがって世界的に十分な平和的条件が整った場合にのみオリンピックは開催される。控えめな平和促進の可能性を発揮することができるかもしれない。しかし、オリンピックの理念も、その運動も、その競技も、それ自体が平和の力になるわけではない。それらは平和を必要としているが平和をもたらすことはできない⁹⁾。

こうした理解から、ノーベル平和賞受賞という野心を放棄することがオリンピックを弱体化させどころか、その信頼性を高めることになると断じている。「オリンピックの理念も、その運動も、その競技も、それ自体が平和の力になるわけではない」という文章から、政治とスポーツの差異を指摘したいことは理解できるが、氏が鍵概念として使用した「階層的」の意味を叙述から読み取ることはできない。

同様な指摘は、第2の論点である狭義のスポーツと広義のスポーツの混同をめぐっても語られる。ギュルデンプフェニッヒは次のように指摘する。

スポーツを通じて平和な世界に貢献したいという主張は、オリンピックの競技スポーツのみならず国連やユネスコでも支持されている『スポーツ・フォア・オール』といった自己理解の一部にもなっているが、IOCはその信頼性を失っている・・・なぜならば、オリンピック計画はクーベルタンの開始以来、トップスポーツのプロジェクトであり、

それとして限られた平和への貢献を意味しているにすぎず、『スポーツ・フォア・オール』という宣言にしても、オリンピックの中核的プロジェクトを促進するうえで有益とはならないのだから¹⁰⁾。

なお、ギュルデンプフェニッヒは平和な社会の実現やスポーツ自体を否定しているわけではないことも付記しておこう。

スポーツはその潜在的な平和的価値を發揮することができる。スポーツの開催が政治的に可能になった場合、スポーツはその持つ平和の可能性を發揮する。それは同時にスポーツイベントが非暴力の平和的な競争のモデルとなり、国家、宗教、文化の境界を越えた人間同士の出会いを生み出すことができる・・・何よりも重要なこととして、スポーツのフェアプレーという、よく理解された平和の可能性を最大限に活用することである¹¹⁾。

前述したように、かつてギュルデンプフェニッヒはフランクフルト学派の影響を受けた「スポーツの新左翼」の運動に共鳴し、著作の執筆にも携わった。同運動は西ドイツの支配と結びついた現代の体育・スポーツに対するラディカルな批判を加え、オリンピックをはじめスポーツ否定論の立場を際立たせた¹²⁾。この点をめぐっては「論文」の8節で触れられているが、氏が「討論」の中で、「トップスポーツこそが国際的なスポーツ関係の唯一の担い手であり、平和政策の潜在的な要素でもある」と論じていることは、かつての立ち位置からの転換を強調したかったのかもしれない。

そのうえで、ギュルデンプフェニッヒはスポーツの平和政策における正当な姿勢について、「道徳的ジレンマ」(moralisches Dilemma) という用語を用いて以下のように結論づけている。

平和とは言い難い世界の中で、脆弱な文化資産としてのスポーツの理念の独自の意義、独自の価値、独自の権利を堅持すること。このような道徳的ジレンマ—普遍的価値に対する一般的な政治的侵害を自らの手段では解決できないにもかかわらず、その独自の重要性のために自らの特定のプロ

ジェクトを堅持すること一に耐えることである¹³⁾。

現実社会におけるスポーツに対する政治的侵害に対し、スポーツはその独自の価値を墨守することで耐え忍ぶ（道徳的ジレンマ）という主張は、後述する反ファシズム（ナチズム）のスポーツ運動をはじめ、そもそもギュルデンプフェニッヒが取り組んだ「平和のためのスポーツマン」の歴史的評価を看過してしまいかねず、スポーツ運動論として説得力を欠いていると、私には感じられる。

4. クリューガーの反論

ギュルデンプフェニッヒの批判に対し、クリューガーは経験科学としてのスポーツ史研究の観点から次のように反論する。

結論的にいえば、ギュルデンプフェニッヒが提示した「文化システムとしてのスポーツ」、すなわち「スポーツの本質」という歴史普遍的な概念など存在しないという主張である。

スポーツは社会的に構築された概念であり、スポーツとは何か、その意味は何か、それは私たち人間が定義するものであり、現象は特定の社会的文脈の中で形成され、定義され、意味づけられる・・・『階層的』と定義づけるのは誰なのか。ギュルデンフェンニヒが『文化システムとしてのスポーツ』と『制度システムとしてのスポーツ』を区別や『階層的な関係』と理解することも社会的構築物である。たとえば、オリンピック旗は単なる平和の象徴であるだけでなく、世界が織りなす複雑な関係、ノルベルト・エリアスがいうところの人間と国家が形成する相互関連性の象徴でもある¹⁴⁾。

そもそも、ギュルデンプフェニッヒが安易に「システム」という言葉を用いてスポーツの本質主義を説明していることも問題があると論じる。クリューガーはこの文脈でニクラス・ルーマンの「社会システム論」を参照している。

システムは『社会的コミュニケーションの結果』であり、決して自然発生的な、存在論的な様式を表すものではない。スポーツには文化的な固有性があるという主張は、経験的な検証に耐えられないイデオロギー的知見である¹⁵⁾

ルーマンの「社会システム論」は「オートポイエシス」を取り入れた複雑にして洗練された概念であり、その検討は本解説の範囲を超える。クリューガーの指摘との関連では、社会システムはコミュニケーションを要素とした意味を構成する体系であり、他の可能性を保有する「偶有性」（Kontingenz）を帯びた自己組織システム、すなわちシステムの要素が関係を通じて作り出されるシステムであることを付記しておこう¹⁶⁾。

すでに触れたように、スポーツの「独自世界」と「自律性」という見解は、新左翼と「批判的スポーツ理論」の支持者たちから「ブルジョア的」かつ「ファシスト的」であると厳しく批判された点であった。「偽りの人生に真実の人生は存在しない」（アドルノ）。スポーツは、それがどこで組織されているかに関わらず、不自由の領域に属するものだという理解である。クリューガーはギュルデンプフェニッヒが過去に論じた見解をふまえ、その変節を指摘したかったのだろうか。ギュルデンプフェニッヒが掲げた最大の争点であるスポーツの固有性（本質）をめぐる問い合わせに対し、「経験的な検証に耐えられないイデオロギー的知見」というクリューガーの応答は「討論」の性格を象徴している。

狭義のスポーツと広義のスポーツの差異を混同しているというギュルデンプフェニッヒの批判に対しては、スポーツ史では、「狭義のスポーツ」とは英国で生まれたスポーツを指し、ドイツのトゥルネンやスウェーデン体操など、他の歴史的ルーツを持つ「スポーツ」とは区別される。そのうえで、リチャード・ホルトを援用しつつ、英国スポーツは大英帝国を支配していたエリート層であり、富裕層であるエリートの習慣によって特徴づけられていた¹⁷⁾。すなわち、この点においてスポーツは「文化的の独自性（本質）」

とは無関係に英國の上流階級（エリート）の権力と富の表象あり、イデオロギーであると反論する。クーベルタンの特別な功績はオリンピックと彼が「オリンピズム」と呼んだイデオロギーを通じて独自のスポーツ・オリンピック分野、あるいは社会的空間を定義し、人間の遊びや闘争への欲求をスポーツのフェアプレーの精神にもとづき新たな平和的な方法で実現できる場を創出したことにあことし、「スポーツの文化的自性」は証明できないが、啓蒙され、熱心な人々が、スポーツを平和と自由の場として再構築する作用力があると、クリューガーは結論づけている¹⁸⁾。

以上をまとめると、ギュルデンプフェニッヒの批判は「論文」の問題設定をふまえたものではなく、描かれた個々の歴史事象の検討抜きに¹⁹⁾、氏が設定した独自のカテゴリーに引き寄せて「論文」を論難しているということなのだろう。

5. スポーツと平和の関係

これまで、「討論」で交わされた両者の見解の一部を紹介してきたが、最後に「スポーツは平和な社会の構築に貢献できるのか」という本解説のタイトルに照らして論じておきたい。

1点目は「討論」の中心的な議論となったスポーツの文化的固有性（ギュルデンプフェニッヒの「文化的システムとしてのスポーツ」）、すなわち「スポーツの本質」をめぐる論点である。スポーツの本質あるいは価値をめぐっては、ヨハン・ホイジンガやロジェ・カイヨワらの「遊びの概念」や「遊戯論」を援用した研究をはじめ、夥しい数の研究蓄積があり²⁰⁾、この点を正面から論じることなど到底できない。ここでは「論文」の課題との関連で指摘するにとどめる。

ギュルデンプフェニッヒが指摘した「文化的システムとしてのスポーツ」と「制度的システムとしてのスポーツ」の区別は理論としては成立つかもしれないが、歴史事象として叙述する際には留意が必要である。

要である。確かに、サッカーなどのスポーツが直接的に平和を目的に実施されるわけではないし、それによって平和が予定調和的に実現するわけではない。しかし、スポーツを社会の文脈で捉えれば、クリューガーがノルベルト・エリアスの人間や国家が織りなす「相互依存の秩序」に着目しているように、現象は特定の社会的文脈の中で形成され、定義され、意味づけられるのであり、したがってスポーツは時々の社会の状況との連関において形成あるいは変容される。スポーツの文化的固有性（本質）を普遍的な定點として理解しようとするギュルデンプフェニッヒの論理はシステムという用語が表象しているように、スポーツならびにスポーツ運動を歴史の文脈で評価する際に静的な構造によって対象を説明する構造主義的で単線的な思考や結論となってしまうのではないかという危惧を抱く。

ついでにいえば、この点はスポーツ史研究者の目をくぎ付けにしたアレン・グットマンの「近代スポーツの指標」（「世俗性」「平等性」「官僚化」「専門化」「合理化」「数量化」「記録への固執（記録化）」）にも当てはまる。この指標は伝統的スポーツの近代化、あるいは近代スポーツの伝播と普及に際して「説得力」を持ったが、「伝統的形態から近代的形態へ」の移行は通常一方向的すなわち単線的なものとして理解されている。ここから歴史認識として近代スポーツの標準化された普遍性こそがすべての人にスポーツをする可能性をもたらすこと、「近代スポーツ」の伝播と普及が歴史の進歩になるという理解が導き出される。グットマンは「近代スポーツ」たる所以をブリリアントな形で示しながら、「近代スポーツ」が人類の共有財産であることを強調し、「伝統スポーツ」を「近代スポーツ」の下位文化に位置づけているように思われる²¹⁾。しかし、「近代スポーツ」はグローバル化の過程で支配的な競技文化になったとはいえ、歴史の中で多様に存在する身体競技の一つの分流にすぎないのであり、発展とは裏腹の近代の新しい性格の抑圧を加味すれば、歴史の地平はさらに広がってゆく。

クリューガーが「スポーツの普遍的な本質などない」、「スポーツには文化的な固有性があるとの主張は、経験的な検証に耐えられないイデオロギー的知見である」と明言している点についてもコメントしたい。スポーツの本質をめぐる問題は「論文」の主題ではないため、この点をめぐってクリューガーが委曲を尽くして説明しているわけではなく、氏の心意の内部に深くたちいって検討することはできない。そのうえで、「現象は特定の社会的文脈の中で形成され、定義され、意味づけられる」というクリューガーの指摘は歴史研究において重要だが、歴史普遍的なスポーツの本質かどうかはともかく、虚構の世界で織りなされる身体運動の制御と表現²²⁾を土台とし、「社会的文脈の中で形成される」スポーツの性格・機能（本質）・価値を析出することはできないのだろうか。

スポーツにおける身体運動の制御と表現、創造的活動は自由であるとともに技術習得過程（技術的過程）に象徴される規律ある活動である。しかも、それは分業と協業にもとづく集団的なコミュニケーションの組織化の過程であり、コミュニケーションの法則に規定される（組織的過程）。このような組織的過程は、本来、集団すべての成員（アスリート、スポーツ愛好家）が個性と能力を全面的に發揮することを求めるとともに、それらが調和のある有機的な全体に統一された過程であり、スポーツ活動を規律をもって民主主義的に組織する過程そのものである。このような性格と機能はしかし、社会情勢との関係の中で権威主義的あるいは資本主義的な疎外に包摂され、矛盾が深刻化することもある²³⁾。

「論文」の中でクリューガーは、クーベルタンがオリンピック精神の下、3つの位相において平和構築に貢献できるとした点に着目している。スポーツを通じて個人が身体的および精神的・感情的な欲求のバランスを保つこと（第1の位相）。スポーツ競技では協力と対立、ルールの順守、パートナーや対戦相手が尊重され、価値観が貧富、老若、強弱、出身や宗教に関係なく、すべての人に平等に適用される（第

2の位相）。国際政治と世界社会におけるスポーツの重要性という理念の基礎を形成すること（第3の位相）。これらは、その時代におけるスポーツの性格と機能（本質）を説明しているともいえるのではなかろうか。

二つ目の論点は、「スポーツにおける平和思想」をめぐる歴史叙述、歴史像に関するコメントである。

「論文」では、クーベルタンやIOCによる平和の理念との関連で、1936年のベルリンオリンピックがフォーカスされている。ベルリンオリンピックを歴史の舞台へ登場させることは重要だが、たとえばIOCの論理がアジア・アフリカなど英國やフランスなどの植民地支配下にある人びとにとってどのような意味を有していたのかは、オリンピックを「特定の社会的文脈の中で形成され、定義され、意味づけ」する点でも重要であろう。

アレン・ゲットマンは次のように論じている。

理論的には、IOCの呼びかけは常に『世界中の若人』に発せられてきた。しかし、実際には近代スポーツのシステムにすでに巻き込まれている地域の選手だけが、この理想主義的な呼びかけを聞き、それに応じられる位置にあったのである。…1928年のアムステルダム大会のマラソンで優勝したモハメド・エル・クアフィと同様、彼ら〔アフリカ人-引用者〕は植民地主義列強の旗の下で戦った²⁴⁾。

また、ベルリンオリンピックを論じるに際にクーベルタンあるいはIOCとヒトラーとの関係が取り上げられているが、複数の国や地域における国際的な「フェアプレー擁護委員会」などが展開したベルリンオリンピックボイコット運動、あるいは未発に終わったバルセロナ人民オリンピック（1936年）に結集したアスリートたちの反ファシズムの対抗運動などが論の外におかれたのは残念である。「クーベルタンとIOCは魔と手を結ぶ平和運動としての信頼を失った」というクリューガーの叙述は、たとえばナチ政権がベルリンオリンピックをオリンピック精神（平和）の牙城として描き出そうとする思惑か

らクーベルタンをノーベル平和賞候補者に推薦にした点に表れているように、ナチ統治下のオリンピック運動のいわば暗部を言い当てている。しかし、クーベルタンやIOCの「スポーツにおける平和思想」を複眼的に評価するうえで、国際的な対抗オリンピック運動で掲げられた理念の検討はスポーツと平和に関する重層的な意味を析出するうえで有益であろう²⁵⁾。

三つの論点として、「平和」の理解についても若干触れておこう。「論文」ではカントの『永遠平和のために』が援用されているが、この著作は単なる紛争解決の処方箋ではなく世界平和に向けた世界市民法の哲学的思考の書である。「常備軍は時とともに全廃されなければならない」とした「永遠平和のための予備条項」第3条項は、戦争状態との関連で平和を説明するものだが、同第五条項の「いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない」、あるいは確定条項・第1条項「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」、同第2条項「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基づくべきである」などの条文は、国際法システムの法的保護から排除された人びとの訴えにも耳を傾け、それらの問題を公開化し、公共化し、国際条約・宣言その他の手段によって制度的に解決することを重視した世界市民法として評価されるべきものである²⁶⁾。

また、ヨハン・ガルトゥングは直接的暴力がない状態を「消極的平和」とする考え方に対して、構造的暴力及び文化的暴力さえも克服した平和を「積極的平和」と概念化し区別している²⁷⁾。ここで氏は、「文化的平和構築」(Cultural Peacebuilding)」は「文化的暴力」を排除する平和構築手段であるとし、住民レベルでの信頼の醸成やメディアを通じての文化的平和構築を可能としている。要するに、平和の思想は世界社会あるいは市民社会におけるデモクラシーの内実の点検を要請しているといえるのである。

オリンピック憲章はいうまでもなく、IOC環境委員会によって策定された「オリンピックムーブメン

ツ・アジェンダ21」(1999年) や「アジェンダ 2020」(2014年) に明文化されている世界平和、人権、男女平等、環境保護などの理念は、国連などの国際機関との連携と関係している。国連のSDGs(2015年)を踏まえ、その17の目標との関連でオリンピックは評価される。こうしたオリンピズムの世界史な流れとIOCの国際組織としての性格をふまえるならば、IOCそして国際パラリンピック委員会(IPC)はSDGsに相応しい大会の実現に貢献しなくてはならない。ついでにいえば、昨今、女子競技の参加に関して、性別検査の受診が要請される事例が目立ってきたが、この点も人権とデモクラシーと深くかかわっており、その点で平和の問題と通底しているようと思われる。

そもそも、世界の情勢を前にして無色透明な平和論など存在しない。「論文」が発行された2024年はパリで第33回夏季オリンピックが開催された年だが、視線を国際政治へ移せば、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ・ガザ住民に対するイスラエル軍による無差別攻撃²⁸⁾など、平和な世界とは非対称の惨状を目の当たりにする。ナチズムをはじめ²⁹⁾、第2次世界大戦の惨禍を教訓に編みだされた国際連合を中心とした世界平和の秩序(国連憲章、国際人権法等)は、この間、権威主義国家の為政者らの独善的言動により機能不全に陥っているかにみえる。「論文」の所々で触れられているように、クリューガーの問題意識の底流には現下の世界情勢に対する強い危機意識があることは明らかであり、近代ドイツスポーツ史研究をはじめ、スポーツ科学全般を多角的な視点で考察してきたクリューガーにとって、アカデミズムの観点とともに市民社会に生きる人間として、惨状から見えてくる理不尽を放置しておくわけにはゆかないという使命感が「論文」の執筆に向かわせたのではあるまいか。クリューガーは次のように訴える。

戦争はヨーロッパの東端、つまり我々の玄関口である中東で激化している。それゆえにスポーツに関わるすべての人々は、スポーツが平和と自由

というテーマにどのような貢献ができるのか、またその貢献が可能なのかどうかについて真剣に考えるべきである。これは特に世界のスポーツの最も重要な主体であり、『スポーツの世界政府』とも称される組織、すなわち国際オリンピック委員会（IOC）に当てはまる³⁰⁾。

ウクライナやガザなどの紛争あるいはグローバル資本主義の趨勢の中でスポーツをとりまく状況は複雑な様相を呈しており³¹⁾、ケーベルタンが掲げたオリンピズムの平和主義やオリンピック憲章に記された民主主義の理念や価値が蒸発してしまったかにみえる事態も生じている³²⁾。クリューガーの史眼は対象の側からの私への問い合わせもあり、社会の位相におけるスポーツの課題へ、われわれの視野を開く。私はクリューガーから放たれた問題認識を全面的に共有したい³³⁾。

スポーツはプレイ場面（技能習熟やゲームなど）で捉えれば、直に平和を目指す活動ではない。しかし、プレイが成立するためにはルールに基づく「公平・公正」（フェアネス）が確保されなくてはならず、ドーピングが否定される所以である。また、プレイ場面における諸関係（組織的過程のアンサンブル）は、クリューガーがエリアスを援用して説明した「機能的民主化」のプロセスでもあり、それは緊密な相互依存の網の目を形成し、他者との関係性において権力格差の縮小や権力比重の配分が平等化していく過程である。加えて、スポーツを成り立たせる社会的基盤にまで視圈を広げれば、スポーツ・フォア・オールに則した課題、すなわちすべての人がスポーツに参画できる諸条件の整備に取り組まないわけにはゆかない。この条件の中に平和な社会の構築が含まれることは明らかであろう。しかも、これらのプロセス全体を通じて様々な主体の変革への努力や対抗の結節点も生まれるのである。このような状況の変化を感じて行動し、新しい政治的・文化的形態を形成しようとする人びとの動態の読みとりは、歴史を「可能性の幅」においてとらえながら、現代に生きるわれわれに歴史形成への示唆を提供するだろ

う。

過去をひも解こうとする際、歴史的出来事や人びとの経験を現代の通念にあわせて裁断してはならないが、スポーツを社会関係の位相で理解すれば、スポーツは平和な社会の構築に貢献できるし、その責任の一端を担っているといえるのである。

ついでいえばクリューガーが平和な社会の構築と自由ならびに人権を結びづけていることも目に値する。スポーツの自由をめぐっては自由権と社会権を複眼的に捉えるべきだが、氏が歴史的教訓からナチ統治下の強制（絶滅）収容所や旧東ドイツの事例を示しながらスポーツに対する「強制の否定」に触れていることに注視したい³⁴⁾。ここで論じられている内容は、たとえば国連のSDGsや「子どもの権利条約」などの理念と共振し、「体罰」という名の暴力・暴言、ハラスメントを根絶するための政策や運動と合流するはずである³⁵⁾。

なお、「論文」冒頭のキーワードの中に闘争心がある。クリューガーは平和の理念との関連で人間の「強さ」に着目し、その視点から競争を含んだ人びとのスポーツ実践が価値づけられている。この文脈でマタイの福音書やガンジーの平和観の非対象性も指摘されるわけだが、ここでの含意は、いわゆる新自由主義的な強い個人の要請ではなく、歴史に働きかけるアスリートをはじめとした人間の創造的実践の重要性にあると、私は理解したい。

それにしても、「討論」の成熟度はともかく、ドイツの学界が発表された論文に対し、期間を置かずして「討論」（批判と反論）を組み、読者の理解とさらなる思想的営為を導出させようとする姿勢には学問に対し真摯に向き合おうとする響きがあり、感服するほかない。このような言論の自由、学問・研究の自由に裏打ちされた研究の実質を、民主主義への信頼が退行している今だからこそ、われわれは牢固として確保し続けなくてはならないと考える。

最後に、今次翻訳を快諾されたミヒヤエル・クリューガー教授に、ここに記して感謝申し上げたい。

注

- 1) IOCはもともと1894年にフランスの貴族クーベルタンらが創設した私的組織であり、それが国際的な機関として法的・制度的な地位を獲得していくのは20世紀に入ってからのことである。IOC本部がスイスのローザンヌだったことから、当初はスイス法人としてのIOCの位置づけが重視されたが、第2次大戦後、主として1970年代後半以降の様々な問題（たとえばミュンヘン五輪：1972年のテロ事件など）を経て、国際法上の法人（アソシエーション）としての位置づけが焦点化された。世紀転換期以降、国際機関との関係も視野に入り、IOCはILOやUNESCOなどとも協力協定を結ぶに至る（1998年、2004年）。そして、ついに国連総会はIOCに「総会の会期と作業にオブザーバーの資格で参加する」ことを認めたのである（2009年10月）。当該資格はIOCの他はASEAN、EUといった国際機関や赤十字国際委員会などの特殊NGOに限定されているという。濱本正太郎「IOCって何？」『法学教室』No.473、2020年2月、58-61頁。有賀郁敏「東京2020小考—『人類が新型コロナに打ち勝った証』?—」『さんしゃZapping』Vol.35 No.2（通巻198号）、2021年3月、11-14頁。
- 2) ミヒヤエル・クリューガー（有賀郁敏訳）「イマヌエル・カント—（身体）教育に関する考察—」『立命館産業社会論集』第60巻第2号、2024年9月、131-142頁。同論文に関しては、有賀郁敏「【訳者解説】カントの身体教育に関するミヒヤエル・クリューガーの歴史評価について」同、143-153頁。なお、訳者解説の中でクリューガーの経歴を紹介している。
- 3) Diskussion. *Stadion*, Bd. 48, 2/2024, S. 286 - 299.
- 4) ここでは、以下の2点のみ触れておく。1点目は、ギュルデンプフェニッヒはクリューガーが、クーベルタン以来の「長いオリンピックの世紀」全体にわたる、数多くの充実した報告と評価により、このテーマに関する啓蒙的に重要な貢献をしていると評価しつつ、歴史評価が不正確かつ矛盾が多いこと、叙述に際しては主張が多すぎる一方で、その根拠は不十分であると、根拠を示さずに決めていていること。もう一つは、「オリンピック旗」の

意匠をめぐりクーベルタンとともにクリューガーが人種差別的な叙述をしているのではないかといいう指摘である。Diskussion, S.286, 294. クリューガーは人種差別の指摘に反論したうえで、「この論文は、スポーツに関する『戯言』を助長するものではなく、経験的かつ歴史的に根拠づけられた資料と理論的な知見を提示し、（オリンピック）スポーツが平和の象徴となった理由、そして誤解されるようになった理由をよりよく理解できるようにするもの」と反論している。Diskussion, S. 295. クーベルタンのオリンピズムにおける平和思想に関しては、以下を参照。清水護勇『スポーツと近代教育—フランス体育思想史』上・下巻、紫峰図書、1999年。清水重勇『クーベルタン原典翻訳ブック「近代オリンピズムの哲学的基礎』http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/philosophie_olymp_jp.html（最終閲覧日:2025年10月5日）。和田浩一「歴史学から考えるオリンピック：クーベルタンが考えたオリンピズム」『体育史研究』第33号、2016年、33-39頁。

- 5) ヤク・オラフ・ベーメ他『後期資本主義社会のスポーツ』（唐木國彦訳）不昧堂出版、1980年、25頁。なお、ベーメは本書が「資本主義的な社会構造、あるいはそれと同様の社会構造の必然的な産物であることを前提にしておらず」、あくまで「スポーツと体育が現在の西ドイツ社会の中で果たしている諸機能そのものである」と記している（239頁）。私はベーメらの「スポーツの新左翼」の見解に対し歴史的評価を行ったことがある。有賀郁敏「ドイツにおける社会国家と余暇・スポーツに関する一考察—ミヒヤエル・クリューガー論文に対する一つの応答—」『立命館産業社会論集』第46巻第4号、2011年、111-132頁。有賀郁敏「トゥルネン・スポーツ組織の歴史的性格」有賀郁敏編『スポーツの近現代—その診断と批判—』ナカニシヤ出版、2023年、69-71頁。
- 6) Sven Güldenpfennig (Hrsg.), *Sportler für den Frieden: Argumente und Dokumente für eine sportpolitische Bewusstseinsbildung*, Köln 1983. かつて私は同書を検討し、西ドイツ（当時）におけるスポーツと平和に関する論稿を書いた。有賀

- 郁敏「核時代のスポーツ運動—西ドイツの動向と今日の課題—」『リベルテ』5号, 1984年, 30-37頁。
- 7) Diskussion, S. 290.
 - 8) Diskussion, S. 287.
 - 9) Diskussion, S. 288.
 - 10) Diskussion, S. 289.
 - 11) Diskussion, S. 293. ここでの主張はクリューガーのそれと比較して大きな差異はない。
 - 12) 「スポーツと体育の『健全な伝統』は、ドイツ・ファシズムの成立に毅然と反抗できなかった。逆に、スポーツ理論とスポーツ運動の主流は、ファシストのイデオロギーと運動を歓迎した」「スポーツは性から『社会を爆発させる力』をとり去り、性を体制に順応させる仕組みの一つである」。ペーメ他, 前掲書, 35-36, 56頁。
 - 13) Diskussion, S. 294.
 - 14) Diskussion, S. 296.
 - 15) Diskussion, S. 297.
 - 16) ニクラス・ルーマン『社会システム論（上）』（佐藤勉監訳）恒星社厚生閣, 1993年, 162-163頁。また、クリューガーはこの文脈で、カール・ポパーが歴史主義に対して、全体論に規定されたその普遍的本質主義（歴史を通じてその特性や本質が解明される）を批判している点に着目している。カール・ポパー『歴史主義の貧困：社会科学の方法と実践』（久野収他訳）中央公論社, 1960年, 76頁。
 - 17) この点に関しては阿部生雄『近代スポーツマンシップの誕生と成長』筑波大学出版会, 2009年, 第II編, 参照。ちなみに、阿部は「オリンピズムという理念は、『競争』を人間性の向上に転化する観念装置」としたうえで、「本質的に理想主義的で、国際主義かつ世界主義的で、普遍主義的で、啓蒙主義的で、平和主義的な、まるでフリーメーソン的なイデオロギーとして誕生したのであった」と論じている。阿部, 251頁。
 - 18) Diskussion, S. 299.
 - 19) 事実、ギュルデンプフェニッヒは「（クリューガーの）歴史事象に関してはクーベルタン以来の『長いオリンピックの世紀』全体にわたる数多くの充実した報告と評価により、このテーマに関する啓蒙的で重要な貢献をしている。しかしこの点につ

- いてはほとんど触れることができなかった」と記している。クリューガーが「ギュルデンフェニッヒが私の主張に対して専門的な批判をしているようにはみえない」と結論づける所以である。Diskussion, S. 294.
- 20) ヨハン・ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』（高橋英夫訳）, 中公文庫, 1986年。R・カイヨワ『遊びと人間』（清水幾太郎・霧生和夫訳）, 岩波書店, 1975年。なお、クリューガーは、「ホモ・ルーデンス」は語られるが「ホモ・スポルティバス」（"Homo Sportivus"）は存在しない」と論じる。Diskussion, S. 296-297.
 - 21) アレン・グットマン『スポーツと現代アメリカ』（清水哲男訳）, TBSブリタニカ, 1981年。
 - 22) この点に関しては、伊藤高弘『スポーツと現代』, 永井潔・伊藤高弘『芸術・スポーツと人間』新日本出版社, 1978年, 169頁。
 - 23) この点に関しては、芝田進午『芸術的労働の理論』（上巻）（下巻）青木書店, 1984年参照。
 - 24) アレン・グットマン『スポーツと帝国』（谷川稔他訳）, 昭和堂, 1997年, 149-150頁。
 - 25) Teichler, Hans Joachim, Coubertin und das Dritte Reich. Zur Vorgeschichte eines unveröffentlichten Coubertin Briefs an Hitler aus dem Jahr 1937, in: *Sportwissenschaft*, Bd. 12, 1982, S. 28f. Teichler, Hans Joachim, Die Olympischen Spiele Berlin 1936 – eine Bilanz nach 60 Jahren, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, Bd. 29/96, 1996, S.16f. アルント・クリューガー／ジェームズ・リオーダン編『論集 国際と労働者スポーツ』（上野卓郎編訳）民衆社, 1988年。青沼裕之『ベルリンオリンピック反対運動』青土社, 2020年。
 - 26) 有賀, 2024年, 147頁。
 - 27) ヨハン・ガルトゥング『ガルトゥング平和学の基礎』（藤田明史編訳）法律文化社, 2019年, 第1章。ちなみに、安倍晋三首相（当時）が安全保障政策として強調した「積極的平和主義」の内容が貧困や差別のない社会状況を含んだガルトゥングそれとは正反対であることはいうまでもない。ヨハン・ガルトゥング『日本人のための平和論』（御立英史訳）ダイヤモンド社, 2017年参照。
 - 28) ガザ保健当局の発表（2025年10月4日）による,

- ガザ地区では、病院で確認された死者は少なくとも6万7074人（その内子どもが約2万）、行方不明者は9500人以上、負傷者は16万9000人を超えていた。https://www.bbc.com/japanese/articles/cvgp5dn4x7xo（閲覧最終日：2025年10月5日）
- 29) この範疇に戦前の日本の天皇制支配が含まれることはいうまでもない。
- 30) Diskussion. S.295.
- 31) 欧州サッカー連盟（UEFA）は、パレスチナ自治区ガザへのイスラエル軍の攻撃に対し、イスラエルの大会参加停止の検討に入った。FIFAとUEFAは「ガザでのジェノサイドを前に、スポーツは平穏を装っていてはだめだ。深刻な人権侵害から目を背けるべきではない」と訴えている。『朝日新聞』2025年9月29日付。国際パラリンピック委員会（IPC）は2025年9月に、ロシアとベラルーシに科していた資格停止処分を全面解除していたが、同年10月23日、ウクライナ侵略を続けるロシアと同盟国ベラルーシの選手は、2026年3月のミラノ・コルティナ冬季パラリンピックに出場できなくなったと発表した。『朝日新聞』2025年10月24日付。
- 32) 新型コロナ感染症の緊急事態宣言が下される中で強行された東京オリンピック（2021年8月）は、この点を象徴している。Ikutoshi Aruga, COVIT-19, Tokio 2020 und die Krise der Öffentlichkeit in Japan: Aporien der Gesellschaft und des Sports durch den Neoliberalismus- in: *Sport und Gesellschaft*, Volume 18, Issue 1, 2021, S. 65-80. 有賀郁敏、前掲、『さんしゃ Zapping』Vol.35 No.2, 11-14頁。有賀郁敏「東京2020をめぐる、『もう一つ』の視座—五輪ははたしてトボスと調和できるのか—」『さんしゃ Zapping』Vol.36 No.1（通巻199号）2021年7月、11-17頁。
- 33) 有賀郁敏「ウクライナ危機とスポーツに関する省察—「非ナチ化」の教訓—」『立命館産業社会論集』第58巻第1号、2022年6月、49-66頁。有賀郁敏「歴史の聲音を聞く—ドイツにおける反ユダヤ主義批判の行方—」『さんしゃ Zapping』Vol.38 No.2（通巻205号）、2024年3月、31-43頁。
- 34) ナチ統治下の強制収容所の「スポーツ」に関しては、有賀郁敏「強制収容所の『スポーツ』—ナチズム・近代・ベルリンオリンピック—」『大原社会問題研究所雑誌』No.742、2020年、3-24頁。
- 35) たとえば、東京オリンピック（2021年）の開幕戦で女子サッカーの5チームが人種差別に対する抗議の証しとして試合前に片ひざをついたことは、この点を象徴している。

